

## 第1節

## 市民生活安定のための緊急措置

### 計画の方針

災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市および関係各機関は相互に協力し、職業のあっせん、租税の徴収猶予および減免、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図る。

また、農林漁業者、中小企業者に対する支援措置や災害弔慰金、災害見舞金等の支給、義援金品の受入れ・配分措置についても適切な対応を図る。

### 実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 生活相談窓口の設置	市民生活班	県、関係機関
2 雇用対策	企業立地雇用班	ハローワーク秋田、県
3 社会秩序の維持、物価の安定等	市民生活班	各警察署
4 租税および公共料金の特例措置	広報班、財政班、上下水道総務班	県、日本郵政グループ、東北電力(株)、東部ガス(株)、NTT、NHK
5 応急資金、金融対策	福祉班	秋田県社会福祉協議会、秋田市社会福祉協議会、県
6 災害弔慰金および災害障害見舞金の支給	福祉班	県
7 災害見舞金の支給	福祉班	県
8 被災者生活再建支援金	福祉班	県
9 住宅建設の促進	住宅整備班	県
10 就学に関する支援	学校教育班	県教育委員会、(独)日本学生支援機構
11 葬祭の実施(災害救助法)	市民生活班	秋田県葬祭業組合
12 農林漁業関係対策	農業農村振興班、農地森林整備班、園芸振興班	県、関係機関
13 中小企業関係対策	商工貿易班	県、関係機関
14 適正な土地利用の推進	各班	県
15 義援金等の受入れ・配分	財政班、福祉班	県、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会
16 がれき等の処理	防災対策班、道路班、公園班、農地森林整備班、消防部	国、県、各道路管理者、秋田市建設業協会、漁業関係者、ボランティア、関係機関
17 衛生面対策	保健衛生班	

## **1** 生活相談窓口の設置

### (1) 相談所の設置

被災者のための相談所を庁舎、市民サービスセンター、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応、措置を実施する。

### (2) 関係機関との連携

県および関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかにかつ適切に対応する。

## **2** 雇用対策

市（企業立地雇用班）は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、秋田労働局、秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）および秋田県が行う職業相談などの各種取組に協力する。

### (1) 離職者等への措置

秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）は、災害により離職や休業を余儀なくされた被災者について、次の措置を講ずることとしている。

ア 臨時相談窓口の開設

イ 公共職業安定所へ赴くことが困難な地域への巡回相談の実施

ウ 事業主に対する雇用維持の要請等

また、秋田県は、職業訓練の実施、職業転換給付金などの活用のほか、秋田労働局、秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）の取組に協力し、被災者の雇用確保に努めることとしている。

### (2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）は、災害救助法適用時における雇用保険の失業給付に関する特例措置として次の措置を講ずることとしている。

ア 休業事業所の把握

イ 雇用保険受給者の失業認定に係る取扱いの弾力的運用

ウ 離職証明書関係手続の弾力的運用

エ 雇用保険受給手続の弾力的運用

### (3) 被災事業主に関する措置

秋田労働局（労働基準監督署）は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、労働保険料等の免除、申告・納付期限の延長および納付の猶予を行うこととしている。

表 4-1-1 連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
秋田県	産業労働部 雇用労働政策課	秋田市山王三丁目 1-1	860-2334	860-3833
秋田公共職業安定所 (ハローワーク秋田)		秋田市茨島一丁目 12-16	864-4111	864-1815
秋田労働局労働基準部	労災補償課	秋田市山王七丁目 1-3	883-4275	883-4253
秋田労働基準監督署		秋田市山王七丁目 1-4	865-3671	865-3785

### 3 社会秩序の維持、物価の安定等

#### (1) 社会秩序の維持

被災地およびその周辺においては、警察が独自に、又は防犯協会等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

#### (2) 物価の安定、物資の安定供給

市（市民生活班）および県は生活必需品の物価が高騰しないよう、又は買い占め、売り惜しみが生じないように監視する。

### 4 租税および公共料金の特例措置

市（財政班）は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市税の徴収猶予および減免措置等の対策を積極的に推進していく。

なお、これらの対策が活用されるよう、被災者に対して、対策に関わる情報の提供を十分に行っていく。また、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続の簡素化、迅速化に努める。

国および県は、被災者の納付すべき国税および県税について、法令および県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予および減免の措置を災害の状況により実施する取扱いとなっている。

#### (1) 市税等の徴収猶予および減免の措置

##### ア 納税期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域および期限の延長日を指定する。（秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号。以下「市税条例」という。）

第11条の2、秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号。以下「国民健康保険税条例」という。）第20条第3項）

- (イ) その他の場合、災害がおさまった後、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。(市税条例第 11 条の 2)

#### イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時的に納付もしくは納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 15 条)

#### ウ 減免

被災した納税者(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、市長が次により減免を行う。

税目等	減免の内容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。(市税条例第 35 条第 1 項第 7 号)
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。(市税条例第 58 条第 1 項第 3 号)(地方税法第 367 条)
特別土地保有税	災害により著しく価値が減じた土地について行う。(市税条例第 122 条の 10 第 1 項第 2 号)
事業所税	被災した事業所用家屋の状況に応じて減免を行う。(市税条例第 144 条第 1 項)
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。(国民健康保険税条例第 21 条第 1 項第 4 号)
国民健康保険療養 給付費の一部負担金	徴収猶予および免除、減額を行う。(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号) 第 44 条第 1 項)
介護保険料	徴収猶予や保険料の減免を行う。(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 第 142 条)(秋田市介護保険条例(平成 12 年秋田市条例第 23 号) 第 12 条第 1 項)

#### ◆資料編 32-3 税の減免

### (2) その他公共料金の特例措置

その他公共料金の特例措置については下記のとおりとなっている。

#### ア 電気事業

東北電力(株)は、原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の許可を得て、以下の措置を行う。

- (ア) 電気料金の早収期間および支払い期限の延伸
- (イ) 不適用月の基本料金の免除
- (ウ) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)
- (エ) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- (オ) 被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除

- (カ) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- (キ) 被災に伴う引込線・メーター類の取付位置変更のための諸工料の免除

イ 都市ガス事業

東部ガス(株)は、被害の状況によって経済産業大臣の認可を得て、以下の措置を行う。

- (ア) 被災者のガス料金の早収期間および支払い期限の延伸
- (イ) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記アを適用する。

ウ 水道事業

市上下水道局は、被害の状況により、被災者の水道料金等の減免、又は支払期限の延伸の措置を行う。

エ 通信事業

東日本電信電話(株)は、避難勧告等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金および災害による建物被害により仮設住居等へ電話を移転する契約者の移転工事に関する費用を減免する。

オ 放送受信料

日本放送協会は、非常災害があった場合、災害により受信契約の住所の建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた契約者に係る一定期間の放送受信料を免除することができる。

カ 郵政事業

日本郵便(株)ほか日本郵政グループは、被害の状況によって、以下の措置を行う。

(ア) 郵便業務関係

- a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- b 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- c 被災地あての救助用郵便物の料金免除

(イ) 簡易保険業務関係

- a 保険料払込猶予期間の延伸
- b 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払
- c 保険金、倍額保険金および未経過保険料の非常即時払
- d 解約償還金の非常即時払
- e 保険貸付金の非常即時払

(ウ) 為替貯金業務関係

- a 郵便貯金、郵便為替、郵便振替および年金恩給の非常払渡し
- b 郵便貯金および国債等の非常貸付
- c 被災者の救護を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除
- d 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
- e 国債等の非常買取り

### (3) 広報

市税等の徴収猶予・減免措置および公共料金の特例措置に関する広報活動については、災害対策本部が設置されている期間においては、第3章第8節「災害時の広報・広聴活動」により行う。また、本部廃止後においては、「広報あきた」もしくはチラシの配布等により行う。

## 5 応急資金、金融対策

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県、社会福祉協議会は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講ずる。

市、県および社会福祉協議会は、これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開などを行っている個々の被災者も含めて広報するとともに、相談窓口を設置し、被災者の利用を促進する。

また、これらの措置に当たっては、市、県および社会福祉協議会は、被災者の自立的な生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図る。

### ◆資料編 32-1 災害援護資金等の貸付け

#### (1) 災害援護資金の貸付

市（福祉班）は、災害により住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金の支給等に関する法律」という。）」に基づく「秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号。以下「災害弔慰金の支給等に関する条例」という。）」に従い、災害援護資金の貸付を行う。

#### (2) 生活福祉資金の貸付

秋田県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、民生委員・児童委員および市社会福祉協議会の協力を得て、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付を行う。

##### ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書とその居住地を担当区域とする民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会を經由して、秋田県社会福祉協議会長に提出する。

##### イ 貸付金の種類

福祉資金（福祉費）

※災害救助法が適用されない小規模な災害や、被害の程度が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「災害援護資金」貸付対象にならない場合に貸付を行う。

### (3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「母子及び父子並びに寡婦福祉法」という。）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭等および寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

#### ア 貸付の対象

配偶者がなく、現に児童（20才未満の者）を扶養している者および母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦等。（いずれも児童扶養手当受給者か同様の所得水準の者に限る。）

ただし、現に扶養する子等のない寡婦および40才以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

#### イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して申請する。

#### ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能修得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 転宅資金
- (ク) 修業資金
- (ケ) 医療介護資金
- (コ) 就学支度資金
- (サ) 結婚資金

### (4) 恩給・共済年金担保融資等の手続

(株)日本政策金融公庫には、恩給・共済年金担保融資および災害貸付の制度がある。貸付を受けようとする者は、貸付申込書に証書および貸付証明書を添付して、(株)日本政策金融公庫に提出する。

### (5) 災害救助法による生業資金の貸付

り災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は本計画により行う。

#### ア 対象

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯であり、生業の見込みが確実な具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者とする。

#### イ 貸付の条件

- (ア) 受付期間：災害発生の日から1ヶ月以内に完了
- (イ) 費用（生業を営むために必要な機械、器具又は資機材を購入するための費用）
  - a 生業費：3万円（1件当たり）

- b 就職支度金：1万5千円（1件当たり）
- (ウ) 貸付期間：2年以内
- (エ) 利子：無利子

## 6 災害弔慰金および災害障害見舞金の支給

市は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障がいを受けた被災者を救済するため、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給を行う。

### (1) 災害弔慰金

対象となる災害	ア 当該市町村の区域内において住居の減失（100％）した世帯の数が5以上ある災害 イ 当該都道府県の区域内において住居の減失（100％）した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 ウ 当該都道府県の区域内において災害救助法が適用された災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象	災害による死亡者で、災害発生時に秋田市の区域内に住所を有していた者の遺族
支給対象遺族	死亡当時の遺族一人（配偶者、子、父母、孫、祖父母の順で、いずれも存在しない場合は兄弟姉妹に支給）
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円

### (2) 災害障害見舞金

対象となる災害	ア 当該市町村の区域内において住居の減失（100％）した世帯の数が5以上ある災害 イ 当該都道府県の区域内において住居の減失（100％）した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 ウ 当該都道府県の区域内において災害救助法が適用された災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害
支給対象	災害により負傷し、精神又は身体に著しい障がいを受けた者（災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に示される程度の障がい）
支給額	ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円

◆資料編 32-5 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例

〃 32-6 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則



## 7 災害見舞金の支給

災害により被害を受けた市民に対し、「秋田市災害見舞金給付要綱（平成8年12月24日）」に基づき、市は災害見舞金の支給を行う。

対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常と認められる自然現象および火災	
支給対象	ア 災害により死者、行方不明者又は重傷者を出した世帯 イ 火災により住家を全焼し、又は半焼した世帯 ウ 火災以外の災害により住家を全壊し、流失し、又は半壊した世帯 エ 床上浸水により住家に被害を受けた世帯 オ アからエに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯	
見舞金支給額 (1世帯につき)	ア 死亡又は行方不明者(1人につき)	150,000 円
	イ 重傷者(1人につき)	50,000 円
	ウ 全焼、全壊又は流失	100,000 円
	エ 半焼又は半壊	50,000 円
	オ 床上浸水	50,000 円

◆資料編 32-4 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

〃 32-7 秋田市災害見舞金給付要綱

〃 32-8 秋田市災害見舞金給付要領

## 8 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的な理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出する被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、災害が発生した場合は、その積極的な活用を図る。

### (1) 制度の対象となる自然災害

支援法の対象となる自然災害は、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条の定めにより次に掲げるとおりの被害をもたらした自然災害である。

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

### (2) 制度の対象となる被災世帯

支援法の対象となる被災世帯は、前項（1）の「制度の対象となる自然災害」に定める災害により、被害を受けた世帯である。（支援法第2条第2項）

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### (3) 支援金の支給額

被災した世帯に対し、基礎支援金および加算支援金の合計額を支給する（最大支給額 300 万円）。なお、年齢・年収要件および用途の制限はない。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊	100 万円	75 万円
解体	100 万円	75 万円
長期避難	100 万円	75 万円
大規模半壊	50 万円	37.5 万円

- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

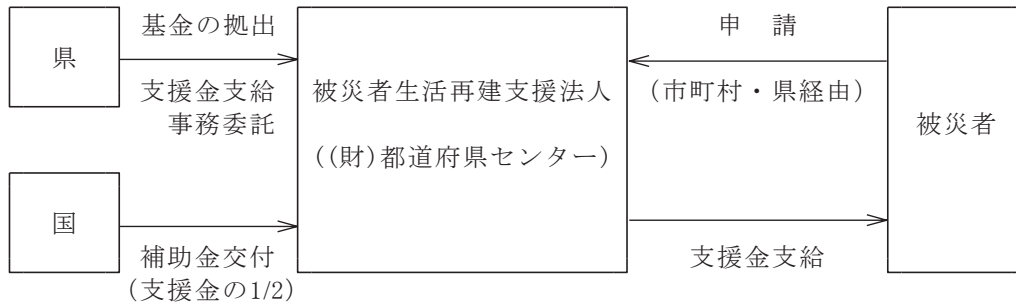
住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200 万円	150 万円
補修	100 万円	75 万円
賃借（公営住宅以外）	50 万円	37.5 万円

- ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）を加算支援金として支給する。

### (4) 支援金の支給申請

申請窓口	市町村
申請時の添付書面	1 基礎支援金：り災証明書、住民票等 2 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
申請期間	1 基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 2 加算支援金：災害発生日から 37 月以内

### (5) 支援金支給の仕組み



## 9 住宅建設の促進

災害により住宅を滅失又は焼失した被災者のうち、自力での住宅建設ができない者に対する恒久的な対策として、市は災害公営住宅の建設および既設公営住宅の復旧を実施する。市で対応が困難な場合は、県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整える。

### (1) 住宅建設および復旧計画の検討

市は、迅速な災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。そのうえで、災害住宅整備計画および復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請する。

県は、市だけで住宅の建設・復旧に対応可能かどうかを含めて検討のうえ、市と県との役割分担を決定し、併せて市への支援内容を決定する。

### (2) 公営住宅の建設・復旧

#### ア 建設資金

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条又は激甚法第22条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の建設等を行う場合、市は建設費用について国からの補助を受ける。

#### イ 建設事業の実施

市および県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。住宅建設に当たっては、要配慮者の入居を想定し、バリアフリー化に努める。

#### ウ 入居者の選定

市は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする市民の被災状況、生活実態等に配慮しながら、特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

### (3) 災害復興住宅融資の利用

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受けた者で基準に該当する者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設・購入資金又は補修資金の貸付を行うこととなっている。

市は、被災地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、災害復興住宅融資の適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図るよう努める。

## 10 就学に関する支援

### (1) 教科書等の無償給与（災害救助法）

市は、災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する。

給与の詳細については、第3章第21節「学校等における応急対策」の3項を準用する。

### (2) 小・中学生の就学援助措置

#### ア 支援の内容

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助する。

#### イ 対象者

要保護世帯、準要保護世帯（市が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）とする。

#### ウ 問合せ

県、市、学校とする。

### (3) 授業料減免措置

#### ア 支援の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、入学金および入学検定料等の徴収猶予又は減額、免除する。

#### イ 対象者

地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者を対象とする。

#### ウ 問合せ

県、市、学校とする。

#### (4) 奨学金制度の緊急採用

##### ア 支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受け付け・採用する。

##### イ 対象者

高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生とする。

##### ウ 問合せ

高等学校又は専修学校（高等課程）の生徒については各学校、県とする。

大学、短期大学、大学院、高等専門学校または専修学校（専門課程）の学生・生徒については各学校、独立行政法人日本学生支援機構とする。

#### (5) 児童手当等の特別措置

##### ア 支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障がい者手当・障がい児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずる。

##### イ 対象者

障がい者のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯とする。

##### ウ 問合せ

市とする。

## **11** 葬祭の実施（災害救助法）

### (1) 支援の内容

遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、市が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。

### (2) 対象者

ア 災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族

イ 死亡した者の遺族がいない場合も対象となる。

### (3) 問合せ

県、市（災害救助法が適用された場合）とする。

## **12** 農林漁業関係対策

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関および一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努めることとしている。

## (1) 天災融資法による災害経営資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号。以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林水産業者に対し、再生産に必要な低利の経営資金を融資する制度である。申込みは、金融機関（農協、銀行等）へ行う。

### ア 対象者

農業者の場合、減収量 30%以上、かつ、損失額 10%以上の被害を受けた者で、市長の認定を受けた者

### イ 貸付条件

- (ア) 貸付利率：天災融資法が発動される都度決定する
- (イ) 貸付限度額：個人 200 万円、法人 2,000 万円ほか
- (ウ) 貸付期間（償還期限）：3～6 年
- (エ) 資金用途：種苗、肥飼料、農薬、燃料費等、農林漁業経営に必要な資金

### ウ 激甚災害として指定された場合は以下の特例を適用（激甚法第 8 条）

- (ア) 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については 7 年とする。
- (イ) 政令で定める地域について被害を受けた農業協同組合等、又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

## (2) (株)日本政策金融公庫による農林水産事業資金

被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を(株)日本政策金融公庫が融通する制度である。申込みは、(株)日本政策金融公庫、農業協同組合、受託金融機関へ行う。

### ア 農業関係

- (ア) 農業経営基盤強化資金
- (イ) 経営体育成強化資金
- (ウ) 畜産経営環境調和推進資金
- (エ) 農林漁業セーフティネット資金
- (オ) 農林漁業施設資金（災害復旧）
- (カ) 農業基盤整備基金

### イ 林業関係

- (ア) 林業基盤整備資金（造林・林道・利用間伐）
- (イ) 森林整備活性化資金
- (ウ) 農林漁業セーフティネット資金
- (エ) 林道基盤整備資金（災害復旧）
- (オ) 農林漁業施設資金（災害復旧）

ウ 漁業関係

- (ア) 漁業経営改善支援資金
- (イ) 農林漁業セーフティネット資金
- (ウ) 農林漁業施設資金（災害復旧）
- (エ) 漁業基盤整備資金

(3) 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業経営者が災害によって受ける損失を補償する、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

(4) その他の補助

ア 農林地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について、暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

◆資料編 32-2 経営資金

## 13 中小企業関係対策

市（商工貿易班）および県は、災害時の被災中小企業者に対し、速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずる。

また、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）および政府系金融機関（(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫）の融資ならびに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金および事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握

市および県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

## (2) 貸金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

市および県は、本市を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

市は、県、関係金融機関、信用保証協会、関係指導機関等と緊急連合会を開催し、災害融資の円滑化を図る。

ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例

(ア) 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。

(イ) 災害関係保証の保険についての保険価額を 100 分の 70 から 100 分の 80 まで引き上げる。

イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

## (3) 中小企業者に対する金融制度の周知徹底

市は、広報により中小企業関係団体とともに、国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

商工会議所、中小企業団体中央会等の協力を得て、金融巡回相談を行い、融資の指導あつせんを行う。

## (4) 政府系金融機関に対する災害特別融資の要請

市は、県に対し、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫等の金融資金の災害特別あつせんを要請する。

## (5) 地域経済復興支援対策本部の設置

ア 実施体制

被災中小企業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

(ア) 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）

(イ) 秋田市

(ウ) 秋田県信用保証協会

(エ) 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）

(オ) (公財)あきた企業活性化センター

(カ) 秋田県商工会連合会

(キ) 秋田県商工会議所連合会

(ク) 秋田県中小企業団体中央会

イ 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関連機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

(ア) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化



- (イ) 既存借入金の償還期限の延長
- (ウ) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (エ) 稼働可能設備等の確認および受発注のあっせん
- (オ) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (カ) 従業員確保のための人材情報の提供
- (キ) 新たな支援制度の創設

## 14 適正な土地利用の推進

復旧・復興に当たっては、災害に対する危機感から、安全性の高い土地需要の増加により、特定地域の地価が高騰しないよう注視するとともに、県と市との連携により適正かつ合理的な土地利用を推進し、都市計画の必要な見直しを行っていく。

## 15 義援金等の受入れ・配分

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に被害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。市は、災害時における被災者の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、県、関係機関等と協力し、被災者に対する義援金等の募集および配分等の措置を迅速に講ずる。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄付金等は含まない。

### (1) 義援金等の受付

市（財政班）は、義援金等の申し出があった場合、直ちに義援金等の受付窓口を設置し、義援金等の受付を実施する。義援金等の受付方法等については、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、次の義援金等の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、県、日本赤十字社秋田県支部、秋田県共同募金会においても、同様に義援金等の募集および受付が実施されることがある。

#### ア 義援金

- (ア) 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (イ) 受付窓口

#### イ 救援物資

- (ア) 希望する物資、希望しない物資（需給状況に対応）を報道機関およびホームページ等で公表する。
- (イ) 送り先、受入れ窓口および受入れ場所

<留意点>

災害発生直後において食糧や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられる。しかし、不特定多数からの小口の救援物資を、必要としている被災者に、必要としている物を、必要としている時期に分類・仕分けをして配布することはきわめて難しい。

このことから、全国からの善意を無駄にしないためにも、市は、報道機関等を通じ、個人からの救援物資は対応が困難であることを呼びかけるとともに、被災者へ善意を寄せていただける場合は、できるだけ義援金での支援に理解を求めよう呼びかける。

また、義援物資の募集を行う際には、多様化・詳細化するニーズ、また時間とともに変化するニーズに合わせて希望する物資およびその時期について公表する。

過剰に送られた物資や季節の変化により必要のなくなった物資については、新たな倉庫の確保およびその保管について、必要に応じて物流事業者に協力を要請する。最終的に長期間滞留し、その後も使用される見込みのない物資がある場合は、NPO等の協力を得て、被災者への無償配付を行うなどにより活用する。

## (2) 配分方法の検討

被災者あてに寄託された義援金を公平かつ適正に配分することを目的として、市災害対策本部会議に諮り、義援金配分のための委員会を設置する。

### ア 委員会の構成

委員会は、次の機関で構成する。

- (ア) 秋田県
- (イ) 秋田市
- (ウ) 日本赤十字社秋田県支部
- (エ) 秋田県社会福祉協議会
- (オ) 秋田県共同募金会
- (カ) NHK秋田放送局
- (キ) 秋田魁新報社
- (ク) 地元民間放送事業者代表
- (ケ) その他関係団体等

### イ 委員会事務局

委員会の事務局は、福祉班におく。

## (3) 義援金等の保管

市は、寄託された被災者に対する義援金等については、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

#### (4) 義援金等の配分

##### ア 配分方法の決定

委員会は、市等の受付機関で受け付けた義援金等の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期ならびにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

##### イ 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金等の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

##### ウ 配分の公表

委員会では、被災者に対する義援金等の配分結果について、秋田市防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

## 16 がれき等の処理

#### (1) 道路・公園等の公共用地

市（道路班・公園班）は、風水害や地震、津波により発生した、ごみ・土砂等の除去・収集・処理等を実施する。

#### (2) 民地

市は、風水害や地震、津波により堆積した土砂・泥やその他のごみの清掃用として、土のう袋およびごみ袋を市民およびボランティアに配布する。

また、自らの資力で障害物の除去が出来ない被災者について、市（道路班）は、職員による巡視などによって迅速に被災地域の状況を把握し、日常生活に著しく支障を及ぼすごみ・土砂等の除去、解体を実施する。

#### (3) 農地

農地における風水害や地震、津波によるごみ・土砂等の除去については、農地等の災害復旧事業等を活用し、除去・収集・処理等、必要な措置を講ずる。

#### (4) 津波により海に流出したごみ

市は、津波により海に流出したごみの処理について、国、県や関係機関、応援協定団体、漁業関係者およびボランティアの協力を得て、公物管理上、船舶の航行上および漁業従事上の支障を除去する必要性等を考慮し、ごみの状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずる。

#### (5) 海岸に漂着した危険物

市（防災対策班）および消防部は、海岸に漂着した危険物について、第一通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、関係機関への連絡、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保等の対応を行い、発見者および周辺住民の安全を図る。

## **17** 衛生面対策

市（保健衛生班）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保して、水害や津波による浸水区域を中心に防疫活動を実施する。

大規模な被害により広範囲に消毒作業が必要な場合、市（保健衛生班）は住宅および建物の敷地等の消毒に使用する消毒薬剤の調達を行い、町内会等の各団体に消毒薬剤を配布する。また、状況に応じ、民間企業等への協力要請を検討し、消毒作業に必要な支援体制を確保する。

なお、町内会等への消毒薬剤配布の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように努める。

## 第2節 激甚災害の指定

### 計画の方針

災害による被害規模が甚大な場合には、激甚法に基づき財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

### 実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 激甚災害指定の手続	防災対策班	
2 激甚災害に関する被害状況等の報告	防災対策班	
3 激甚災害指定の基準		
4 災害復旧事業計画	各班	
5 激甚災害に対する援助措置	各班	
6 復旧事業の促進	各班	

### 1 激甚災害指定の手続

#### (1) 被害調査

甚大な災害が発生した場合は、市長は直ちに被災地を調査し、被災状況を知事へ報告する。

#### (2) 激甚災害指定の決定

知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。なお、中央防災会議は内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

## 2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の各関係部局に必要な調査を行わせる。県の関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか、激甚法に定める必要な事項を取りまとめる。

## 3 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定）の 2 つの指定基準がある。

## 4 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに策定し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

また、復旧事業計画の策定に当たっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況および社会経済的影響を検討し、再度の災害の防止を図る。

なお、がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため、関係法令を考慮のうえ適切な措置を講ずる。

## 5 激甚災害に対する援助措置

### (1) 特別財政援助の交付手続

市は激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

### (2) 激甚災害による財政援助対象事業等

激甚法に定める財政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

#### ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号。以下「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」という。）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

#### イ 公共土木施設災害復旧事業関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併併行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける市立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅および共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条（地方自治体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により設置された幼保連携型認定こども園又は認定こども園法一部改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

ク 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

ケ 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市が設置した身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業

コ 障がい者支援施設等災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第1項もしくは第2項又は第83条第2項もしくは第3項の規定により、県又は市が設置した障がい者支援施設等の災害復旧事業

サ 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

シ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」という。）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

ス 感染症予防事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業

セ 堆積土砂排除事業

(ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法（政令）に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

(イ) 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

ソ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ha以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。



表 4-2-1 激甚災害に関する財政援助措置の対象事業

区分	対象事業	適用条項※
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害復旧事業関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業 (8) 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業 (9) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 (10) 障がい者支援施設等災害復旧事業 (11) 婦人保護施設災害復旧事業 (12) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (13) 感染症予防事業 (14) 私立幼稚園の災害復旧事業 (15) 堆積土砂排除事業 (公共施設区域内、公共施設区域外) (16) 湛水排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3, 9条関係 第3条関係 第3, 10条関係
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業 (7) 共同利用小型漁船の建造 (8) 森林災害復旧事業に対する補助	第5条関連 第6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧に対する補助	第12条関係 第14条関係
4 その他の財政援助および助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子父子寡婦資金による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係 第21条関係 第22条関係 第24条関係 第25条関係

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用条項

### (3) 局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条、第4条）
- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- エ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- オ 中小企業に関する特別の助成（第12条）
- カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

## **6** 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、事業実施期間の短縮に努める。

## 第3節 り災証明書発行要領

### 計画の方針

市は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋等の被害程度について、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により、被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害そのほか当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書を交付するものとする。

### 実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 発行手続	防災対策班、消防部、財政班	関係機関
2 証明の範囲	防災対策班、消防部、財政班	
3 手数料		
4 証明書		

### 1 発行手続

市は、住家等の危険度判定が終了した被災者から順次、り災証明書を交付できるよう、り災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な業務の実施に努める。

#### (1) 被害調査の実施

消防部、防災対策班および財政班は、り災証明書の発行に先立ち必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とする時などにおいては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行う。

また、被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市が下表の1又は2のいずれかによって行う。

表 4-3-1 災害の被害認定基準

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
1 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
2 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

## (2) り災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成する。

## (3) り災証明書の発行事務

消防部、防災対策班および財政班は、被災者の「り災証明書」発行申請により、上記り災者台帳で確認し、発行する。

## (4) 区分

- ア 消防部：火災に関するり災証明
- イ 財政班：家屋の損壊等に関するり災証明
- ウ 防災対策班：上記以外に関するり災証明

## **2** 証明の範囲

### (1) り災証明の証明項目

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

- ア 家屋の損壊等に関する証明項目
  - (ア) 全壊、半壊、一部損壊
  - (イ) 流出、床上浸水、床下浸水
  - (ウ) その他
- イ 火災があった事実の証明

## **3** 手数料

り災証明書の証明手数料は、無料とする。

## **4** 証明書

り災証明書の書式は資料編に示す。

- ◆資料編 32-9 り災証明書の書式

## 第4節 復旧・復興計画の作成

### 計画の方針

災害復旧計画では、被災した各施設（特に公共施設）の復旧において、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、復旧する施設の選定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的および経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧にあたる計画とする。

また、各地域の特性や被害実態に応じたきめ細やかな復興を推進するとともに、災害発生以前にも増して地域社会の活力を高めていく施策を展開していく。

### 実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害復旧計画の作成	各班	
2 災害復興計画の作成	各班	

## 1 災害復旧計画の作成

り災施設等の復旧を迅速に行うため、市、指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期にこれを実施するため、復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等を含め、必要な復旧計画を作成する。

また、大規模な災害時における労働力、施工業者の不足、資機材の払底等の事態を想定して十分にこれを検討する。

### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

#### ア 河川災害復旧計画

市内河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、再度災害防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め、市予算面あるいは、公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推挙させる。

#### イ 海岸災害復旧計画

被害の原因をよく調査し、堤防（護岸）の強度と背後施設の被害に対する強さの総合的バランス等を十分勘案し、その安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味して、速やかに計画を作成する。

#### ウ 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となるため、砂防施設は治山治水対策の基礎となる。したがって、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧計画を作成する。

エ 地すべり災害復旧計画

被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工の規模を決定し、速やかに復旧計画を作成する。

オ 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧計画を作成する。

カ 道路災害復旧計画

産業経済および市民生活の基盤となっている道路および橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手できるように、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法による復旧計画とする。

キ 港湾の災害復旧計画

秋田港における港湾取扱貨物は年間約760万tにのぼり、物流拠点として重要な役割を担っている。また、港湾内には電力、石油、木材関連、紙パルプなど様々な業種の企業（工場等）が立地し生産活動が行われている。よって、災害で長期にわたり港湾機能が麻痺した場合、秋田市ならびに秋田県の社会・経済活動全体に大きな影響を与えることになる。

このため、被災した港湾施設は早期に応急手当を施し、経済活動等に与える影響が最小限となるよう努めるとともに、抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、各施設の性格に応じた適切な復旧計画を立案する。

特に、原形復旧のみで機能を十分に発揮できない施設や再度被災のおそれのある施設については、改良も含めて復旧工法を検討する。

ク 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧計画を速やかに作成する。なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

## (2) 農林水産施設災害復旧事業計画

ア 農地農業用施設災害復旧計画

農地の災害としては、河川やため池のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の堆積、がけ崩れ、地すべり、さらに海岸堤防の決壊によって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の堤塘決壊、かんがい用井堰の流失、ため池堤防および農道の決壊等である。

農地および農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく探究し、災害を繰り返さないようこれらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農村地域防災減災事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と総合関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

イ 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備および保全を図り、効率的かつ安定的な林

業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。したがって、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧計画とする。

#### ウ 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は漁業協同組合および、その他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場ならびにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1か所の工事費用が40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る（暫定措置法）。

### (3) 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉施設の復旧は、性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国・県の補助金および福祉医療機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定および構造等に留意した復旧計画とする。

### (4) 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護ならびに正常な教育実施のいずれの観点からみても、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の避難所となることもあるので、復旧計画の作成に当たっては次の点に留意する。

ア 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

イ 災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転等について考慮する。

ウ 市は、市立学校の災害復旧について、必要があれば、県の技術指導を要請する。

エ 市立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定に基づき復旧計画を推進する。

### (5) 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

#### ア 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入される。

#### イ 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが、激甚法の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

## 2 災害復興計画の作成

災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には、迅速な被災地域の復興（都市復興）が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成する。

被害が大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の規定に該当する場合は、国が示す復興基本方針に則した計画を作成し、これに基づく復興を進める。

### (1) 事前復興対策の実施

災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行ううえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。

しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続の流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、平常時から復興マニュアルとして整備しておく。

#### ア 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続、市民の合意形成等、復興対策の手順をあらかじめ整備しておく。

#### イ 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

### (2) 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

### (3) 災害復興方針・計画の作成

#### ア 災害復興方針の作成

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を作成する。災害復興方針を作成した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

なお、災害復興を進めていく際には、この復興方針作成の段階はもとより、次に述べる復興計画の作成から復興事業・施策の展開に至るまで、市民の意見を十分反映させる。そのために女性や、障がい者、高齢者などの要配慮者等の参画にも配慮する。

#### イ 災害復興計画の作成

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の作成を行う。



復興計画は、その範囲をどのように設定するかによって、大きく広義と狭義の2タイプが考えられる。前者（広義）は、市の総合計画的な性格を持ち、都市整備、産業、福祉等の多岐にわたる領域での施策を復興計画として取りまとめるものであり、市のイメージ実現に向けた計画的復興と言える。一方、後者（狭義）の復興計画は、都市整備に限定したものであり、さらに被災地域全体を対象とするものと、個別の被災地区別に取りまとめるものに分けられる。

市において復興計画を作成する場合、このような計画のタイプを明確にし、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項を含めた適切な内容で構成する。

## 第5節 災害復興事業の実施

### 計画の方針

復興事業の実施に当たっては、専門家のほか、関係する市民の意向を十分に尊重するとともに、女性や、障がい者、高齢者などの要配慮者等の参画にも配慮する。復興計画に基づき、関係する主体との調整および合意形成を行い、計画的に事業を推進する。

### 実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 災害復興事業の実施	各班	

### 1 災害復興事業の実施

災害復興は、市と県および国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続を迅速に進めるためには、県との十分な調整作業等が重要であり、また、復興に当たっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、県および国との密接な連携のもとに事業を推進する。

#### (1) 被災市街地復興推進地域の指定

市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により、都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し、第7条の規定により建築行為等の制限等を行うことができる。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

指定の要件は次のとおりである。

- ア 大規模な火災、災害その他の被害により当該区域内で相当数の建築物が滅失したこと。
- イ 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- ウ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他建築物もしくは建築敷地の整備、又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

#### (2) 災害復興事業の実施

##### ア 専管部署の設置

市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

##### イ 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を中心に、災害復興計画に基づき、県および国と連携して災害復興事業を推進する。

(3) 代替え地域の指定

市は、被災により機能を失った地域については、代替え地域を検討し、その指定を行う。

(4) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

市は、災害の規模により津波被災時に復興の拠点となる市街地が有すべき住宅、業務、公益等の施設を一団の施設としてとらえた「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、必要に応じて都市施設として都市計画に定める。

ア 都市計画に定める主な事項

- (ア) 名称、位置および面積
- (イ) 配置する施設の種類とその位置および規模
- (ウ) 建築物の高さ、容積率および建ぺい率

## 第6節

## 財政金融計画

### 計画の方針

災害予防、災害応急対策および災害復旧行政の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するため、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担する。

しかし、大規模な災害が生じた場合、市の通常の歳入では十分な対応ができない事態も生じることから、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

### 実施担当

対策項目	課所室等	関係機関
1 対策	財政班	

## 1 対策

### (1) 費用の負担者

ア 災害予防および災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第91条）

災害予防および災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

（注）：法令に特別の定めがある場合（県および国の費用負担）

(ア) 災害救助法（第18条、第19条、第20条、第21条）

(イ) 水防法（第43条）

(ウ) 災害対策基本法（第93条、第94条、第95条）

(エ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第58条、第59条、第60条、第61条）

イ 応援に要した費用（災害対策基本法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である市長が負担する。なお、一時繰替え支弁を求めることができる。

ウ 知事の指示に基づいて市が実施した費用（災害対策基本法第93条）

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のため要した費用および応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

## (2) 国が負担又は補助する範囲

### ア 災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第94条）

災害応急対策に要する費用は、別に法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

### イ 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要した費用（災害対策基本法第95条）

非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

### ウ 災害復旧事業費等（災害対策基本法第96条）

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

### エ 激甚災害の応急措置および災害復旧に関する経費（災害対策基本法第97条）

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚法に規定されている事業に対し援助する。（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、本章第2節「5 激甚災害に対する援助措置」参照）

なお、局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係わる局地的災害についても、激甚法第2条にいう激甚災害と指定される。

## (3) 災害対策基金

市は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3および第7条の積立についての規定ならびに地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の積立についての規定により、災害対策基金を積み立てる。

## (4) 起債の特例（災害対策基本法第102条）

ア 住民税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定められるものの当該災害のための減免で、その程度および範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

イ 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で、市の負担に属するものの財源とする場合

ウ 上記ア、イの場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体に該当し、激甚災害に指定された場合は、その発生した日の属する年度およびその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り地方財政法第5条の規定に係わらず地方債をもってその財源とすることができる。

## (5) 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、市の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

